

こども家庭審議会 「児童福祉文化財推薦」 審査の申請について（概要）

－映像・メディア等委員会（映画等）－

こども家庭審議会では、児童福祉法第8条第9項に基づき、児童の福祉の向上を図るために、「児童福祉文化分科会」を設けて「優れた文化財」の推薦を行い、児童の自主的で創造的な活動を助長すると同時に、児童福祉思想そのものの啓発と普及に努めております。

この趣旨に賛同し、審査を希望される映画・映像等の関係者は、下記の要領にて申請して下さい。

- 【提出物】
- | | | |
|---|---------------------|----------|
| A | 申請書（所定の様式使用、手書き不可） | 1部 |
| B | シナリオ・台本もしくはそれにかわるもの | 1部 |
| C | パンフ・チラシもしくはそれにかわるもの | 1部（郵送3部） |
| D | 上映会・試写会状 | 1枚 |
- ※試写会等が終了している場合やDVD作品の場合はDVD10枚提出のこと

【申請方法】 1 メール申請

- (1) こども家庭庁HPの児童福祉文化財ページから所定の様式（Excel）をダウンロードし、必要事項を入力してください。
- (2) 件名に「**【申請社名・作品名】児童福祉文化財推薦審査申請について**」と表記し、上記「A（Excel電子媒体）」、「B」、「C」、「D」を添付して下記アドレス宛にメールでご提出下さい。

2 郵送物

下記提出先に提出物「A」、「C（3部）」、「DVD10枚」を送付して下さい。なお、メールでお送りいただいた申請書と内容が異なる場合は、必ずご連絡下さい。

- 【提出先】 〒100-6080 東京都千代田区霞が関3-2-5
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付
こども家庭審議会 児童福祉文化分科会 事務局宛
TEL 03-6863-0289
メール bunkazai@cfa.go.jp

- 【決定通知】 推薦が決定した場合には、文書でお知らせいたします。
非推薦、または審査対象とならない申請の場合は、通知しません。
当審議会での審査は年数回開催しますが、決定の通知には時間を要する場合がありますのでご了承願います（児童福祉文化財の申請・審査フロー図参照）

【注意事項、その他】

- 審議内容は、申請者の利益・不利益に関わるため非公表となります。
- 審査委員への連絡は事務局で行うこととなりますので、個別の連絡等のご遠慮下さい。
- 提出されたDVD等は、原則として審査終了後に返却します。
長期でお預かりする場合や、文化財として1枚保管させていただく場合がありますが、児童福祉文化財に係る用途以外では使用しません。
- 児童福祉文化財として推薦した作品は、申請書に掲載された内容（チラシの画像含む）の一部をこども家庭庁HPや「児童福祉文化財年報」、普及啓発のポスターなどに掲載します。